

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会設置要綱（以下、「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会（以下、「連絡会」という。）における協議の結果等のうち、必要な事項について旧深谷通信所多目的運動広場管理運営要領（以下、「要領」という。）を定める。

(目的)

第2条 多目的運動広場の管理運営等、要綱第3条第1項の規定に掲げる事項について必要な事項を定めることにより、旧深谷通信所における公共空地利用を円滑に運用することを目的とする。

(法令順守)

第3条 多目的運動広場の運営者及び利用者は多目的運動広場を運営及び利用する場合、要綱、要領、関係する法令及び横浜市の通達を遵守し、連絡会の運営業務に対し協力しなければならない。

## 第2章 多目的運動広場の利用

(利用の範囲)

第4条 公共空地のうち、利用可能な範囲は別図1のとおりとする。

(施設の利用時間帯)

第5条 多目的運動広場の利用は、原則、午前9時から午後5時までとする。上記以外の利用については連絡会にて別途定めるものとする。

(招待チーム)

第6条 利用者が他のスポーツチームを招待し、練習又は試合を実施しようとする場合、次の条件に従うものとする。

- (1) 利用者は施設内で招待チームに終始付き添うものとする。
- (2) 招待チームの利用に際しては、利用者は善良な管理者の注意をもって本規定を遵守し、管理するものとする。

(営利目的利用及び転貸の禁止)

第7条 多目的運動広場の利用者は、多目的運動広場を営利を目的として利用してはならない。

2 多目的運動広場の運営者及び利用者は、多目的運動広場の全部及び一部を第3者に転貸してはならない。

3 多目的運動広場の運営者及び利用者は、多目的運動広場の利用権を譲渡するなどの行為により、金銭的、物質的、政治的又は宗教的な利益を得たり便宜を図ることはできない。

(多目的運動広場の利用制限)

第8条 多目的運動広場は、国等による現地調査及び工事等の妨げにならない範囲で利用するものとする。

(管理運営費用)

第9条 多目的運動広場の利用に伴う管理運営に関する費用は、原則として多目的運動広場の運営者又は利用者が負担するものとし、国及び横浜市はその費用を負担しない。

(建造物等の構築禁止)

第10条 多目的運動広場の運営者及び利用者は、公共空地内に建造物等を構築することはできない。

(違反行為に対する措置)

第11条 多目的運動広場の運営者又は利用者が、要綱又は要領に定める各条項に違反した場合、連絡会は書面により警告又は改善指導を行うものとする。同様の行為が再度繰り返される場合、連絡会は多目的運動広場の運営者又は利用者の利用を禁止することができる。

### 第3章 多目的運動広場利用における管理運営

(防火・防犯)

第12条 公共空地内は原則として、火気厳禁とする。

2 多目的運動広場の運営者及び利用者は、利用に際し、防火及び防犯に対して最大限の注意を払うものとし、多目的運動広場の利用者又は第3者が行う焚火や花火、不審な行動等を目撃した場合は、直ちにこれを注意するか、又は、最寄りの警察署等へ報告するものとする。

(事故防止及び自己責任)

第13条 多目的運動広場の利用者は、多目的運動広場を利用する場合、細心の注意を払い、事故防止、防火及び衛生の各対策に努めるものとする。

2 多目的運動広場の利用者が多目的運動広場を利用中、事故に遭遇した場合、多目的運動

広場の利用者の自己責任において解決するものとし、横浜市及び連絡会はその事故に対し一切の責任を負わないものとする。

- 3 多目的運動広場を利用中に発生した事故については、事故発生直後の初動対応を万全に行い、事故の弊害を最小限に留める努力をするものとする。
- 4 多目的運動広場を利用中に発生した事故に関して、事故処理に必要な関係官庁及び関係者に適切な連絡を取り対処するものとする。
- 5 多目的運動広場の運営者は、事故の内容と経過について、連絡会事務局（都市整備局基地対策課）に報告するものとする。

（管理責任者）

第 14 条 多目的運動広場の運営者は、多目的運動広場の利用者の中から、管理責任者を指定し、責任をもって事故等の発生防止に努めるものとする。

（救急時の対応）

第 15 条 多目的運動広場の運営者又は利用者が施設内で事故に遭遇した場合、速やかに次の措置を取るものとする。

- (1) 必要に応じて、事故の概要を直ちに関係官庁及び連絡会事務局（都市整備局基地対策課）、泉区役所へ連絡する。
- (2) 多目的運動広場の運営者は、対応した経過等について、連絡会事務局に報告するものとする。

（負傷・物的損害）

第 16 条 公共空地内における負傷（通路内における車両等との接触による人身事故を含む）又は物的損害については、多目的運動広場の運営者がその責任を負うものとし、横浜市及び連絡会はその負傷又は物的損害に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2 多目的運動広場の利用者は原則、多目的運動広場及びこれに付帯する施設に係るスポーツ保険に加入し、加入状況等を明記した書類の写しを連絡会事務局の求めに応じて提出しなければならない。

（芝刈）

第 17 条 多目的運動広場の運営者又は利用者は、公共空地内の横浜市が指定した範囲の雑草及び芝の刈り込みを行う。芝の高さは 15 c m 以下に保つものとする。

- 2 多目的運動広場の運営者又は利用者は前項の作業を行う場合に電動又はエンジン付草刈機を使用することができる。
- 3 公共空地内で草刈機を使用して作業する場合の給油は、作業現場で行うものとし、補給後の補給容器に残存している燃料は、抜き取った後、必ず持ち帰るものとする。
- 4 前 2 項の草刈機に使用する燃料補給用容器は、消防法に適合したものを使用するものとし、空の状態で保管するものとする。

5 連絡会又は幹事会が、臨時に雑草及び芝の刈込行事等を実施する場合、多目的運動広場の運営者又は利用者はその行事に参加しなければならないものとする。

(多目的運動広場の清掃)

第 18 条 多目的運動広場の運営者は、いかなるときでも、多目的運動広場の秩序ある使用とその清浄を保つことについて責任を負うものとする。

2 多目的運動広場内に不法投棄されたごみは、多目的運動広場の運営者又は利用者が撤去するものとする。

(植物の栽培の禁止)

第 19 条 多目的運動広場の運営者及び利用者が公共空地内で樹木等植物を栽培することを禁止するとともに、現存する樹木等植物の撤去・植替えを禁止する。

(農薬等の使用禁止)

第 20 条 多目的運動広場の運営者及び利用者は、公共空地内において、いかなる量でも農薬又は人体や環境に影響を及ぼす恐れがあるものを使用することはできないものとする。

#### 第 4 章 その他

(個人情報の取扱い)

第 21 条 個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例及びその他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(定めのない事項)

第 22 条 本要領の各条項に疑義が生じた場合、並びに本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合、その都度、協議し、合意の上取り決めるものとする。

(附則)

第 1 条 本要領は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。

(附則)

第 1 条 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

